



## 高病原性鳥インフルエンザの発生 予防対策を徹底しましょう！

本県と新潟県で高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜が確認され、全国的に野鳥から本病ウイルスの検出が続いています。

本病が発生すると鶏や卵などの移動制限(半径3km)、搬出制限(半径10km)が実施されることから、発生農場のみならず周辺の農場にも経済的に大きな損害を与えるとともに、**青森県の畜産物に対する風評被害が発生する恐れ**があります。

本病の農場への侵入を防止するため、**別紙の内容を点検・確認**して、発生予防対策を徹底してください。

毎日の飼養家さんの健康観察を行い、次のような**異状が見られたら直ちに家畜保健衛生所に連絡**してください！

- ・突然死亡する、死亡率が急激に上がる
- ・産卵率が低下する
- ・せき、くしゃみ、神経症状(動きがおかしい)
- ・家さんがまとまって死亡、またはうずくまっている
- ・肉冠の出血、壊死(チアノーゼ)
- ・顔面の浮腫、脚部皮下の出血



肉冠の出血・壊死  
(出典:農研機構HP)



顔面の浮腫性腫脹



脚部皮下の出血

## 家きん飼養者の皆様へ

国内の家きんで高病原性鳥インフルエンザが発生しています。本病に対する嚴重な警戒をお願いします。予防対策として、特に以下の点の点検・確認をお願いします。

### (点検・確認事項)

- 野鳥、ねずみなどの野生動物対策として、
  - ・ 野鳥などの野生動物の家きん舎への侵入を防止することができる防鳥ネットなどの設置とその破損
  - ・ 家きん舎の壁面の破損や、家きん舎の屋根と壁の隙間など、小型の野生動物が家きん舎の外部から侵入しうる経路がないか、家きん舎の内部及び外部から改めて詳細に緊急点検して下さい。十分でない場合には修繕などを行って下さい。
  
- 家きん舎に入る場合には、ウイルスを持ち込まないよう衣服や靴の交換や十分な消毒を行って下さい。
  
- 家きん舎が、
  - ・ 池などの野鳥生息地の近くにある場合
  - ・ 野生動物の生息しやすい環境にある場合には、上記対策を定期的に点検・確認して下さい。
  
- これまで以上に念入りに、飼養家きんの毎日の健康観察を行って下さい。死亡家きんが増えた、元気消失といった家きんが増えたなどといった異状を見つけた場合には、直ちに最寄りの家畜保健衛生所に連絡して下さい。